

## 子育て世帯の方へ 生活支援特別給付金を支給します

低所得の子育て世帯の生活を支援するため、お子さん1人につき5万円を支給します。対象の方のうち、下記以外の方は申請が必要です。要件や申請方法について詳しくは、[区HP](#)をご覧ください。下記コールセンターへお問い合わせを。



### 申請不要の方・支給時期

4月分の児童扶養手当の受給者=6月28日以降順次  
4月分の児童手当(公務員を除く)または特別児童扶養手当の受給者で、今年度の区民税(均等割)が非課税の方=7月29日以降順次



▲[区HP](#)

**子育て世帯生活支援特別給付金  
コールセンター**  
☎(3228)5978  
☆平日午前8時30分～午後5時

## 児童育成手当の現況届 の提出はお済みですか

児童手当係/3階  
☎(3228)8952 FAX(3228)5657

児童育成手当(ひとり親家庭・障害のあるお子さんのいる家庭等が対象)は、現況届の提出がないと引き続き手当を受給することができません。まだ提出していない方は至急提出を。

☆添付書類が個別に必要な場合があります。詳しくは、現況届に同封した案内をご覧ください



◀[区HP](#)

## 住民税非課税世帯等の方へ 臨時特別給付金の申請は9月30日までです

この給付金を受け取っていない次の対象世帯は、9月30日までに申請すれば、給付金を受け取れます(要審査)。受給要件などについて詳しくは、[区HP](#)をご覧ください。下記コールセンターへお問い合わせを。☆令和3年12月10日までに日本国内の市区町村に住民登録がない方は対象外

**給付額 1世帯につき10万円**

対象(受給済みの世帯を除く)	申込み
①住民税非課税世帯=令和4年6月1日に中野区に住民登録があり、世帯全員の同4年度分の住民税が非課税の世帯	対象の世帯へ6月30日に確認書を郵送しました。必要事項を記入して9月30日(消印有効)までに返送を ☆昨年12月11日以降に中野区へ転入した同様の世帯にも申請書を郵送しました。他市区町村で臨時特別給付金を受け取っていない場合は申請できません
②家計急変世帯=新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①と同様の事情にある世帯	申請書を <a href="#">区HP</a> からダウンロードして申請するか、右記コールセンターへ問い合わせを



◀[区HP](#)

**中野区住民税非課税世帯等  
給付金コールセンター**  
☎(3228)5900  
(平日午前8時30分～午後5時)  
☆聴覚障害のある方は  
FAX(3228)5898へ

## ひとり親家庭のみなさんへ

### 困った時は気軽に相談を

母子・父子自立支援員がひとり親家庭(母子家庭、父子家庭)の方の生活・仕事・住宅などの状況を伺い、利用できるサービスなどを紹介し、問題解決のお手伝いをします。相談内容や個人の秘密は堅く守ります。

**相談方法** 随時受け付け。まずは電話で、子育てサービス係へ

●状況に応じて下表のサービスが受けられます ☆①以外事前相談が必要

サービスの種類	内容	対象	要件
①子育て家庭ホームヘルプサービス事業	ホームヘルパーの派遣を受けられます(事前登録制。所得により自己負担金あり)	小学生以下のお子さん がいる家庭	保護者がけがや病気などで一時的に家事や育児ができない場合など
②母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	講座受講料などの60%相当額(上限・下限あり)を受給できます ☆雇用保険法による一般教育訓練給付金を受給中の方はそれとの差額	19歳以下のお子さん がいるひとり親家庭 ☆所得制限あり	雇用保険法による一般教育訓練講座などを受講する時
③母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	一定期間の高等職業訓練促進給付金と修了支援給付金を受給できます		国家資格を取得するため、養成機関等で1年以上の修業をする場合(支給期間の上限あり)
④東京都母子及び父子福祉資金貸付	お子さんの修学や就学支度、親の技能習得や転宅などに必要な資金を借りられます	19歳以下のお子さん がいるひとり親家庭	都内に6か月以上居住している(連帯保証人が必要)
⑤母子生活支援施設入所	一定の期間の中で、養育支援、家庭運営支援など自立に向けた支援を受けられます	18歳未満のお子さん がいる母子家庭	生活・就労・養育・住宅等の困難な問題を抱え、支援を必要とする場合

子育てサービス係/3階  
☎(3228)5612 FAX(3228)5657



## 8月から使える各種保険証等を郵送します

いずれも税の申告期限の延長申請をされた場合、税情報反映されていない場合があります。該当する方には、後日正しい自己負担割合の保険証等を改めて郵送します。

### 国民健康保険に加入している70歳～74歳の方 「東京都国民健康保険高齢受給者証」

資格賦課係/2階 ☎(3228)5511 FAX(3228)5655

今月下旬に郵送します。世帯の対象者全員分を世帯主の方宛てに郵送するので、対象被保険者氏名欄を確認してください。

受診の際は、保険証と一緒に高齢受給者証を提示してください。

☆自己負担割合は令和4年度住民税課税標準額などを基に判定。詳しくは、同封の「一部負担金の割合(医療費などの自己負担割合)について」をご覧ください

### 自己負担割合が3割(現役並み所得者)の方へ

前年中の収入額が基準未満の方は、自己負担割合が2割になる可能性があります。可能性のある方には「国民健康保険基準収入額適用申請書」を送付するので、期限内に申請してください。

### 後期高齢者医療制度に加入している方 「後期高齢者医療被保険者証」

後期高齢者医療係/2階  
☎(3228)8944 FAX(3228)5661

新しい保険証(藤色・カード型)を今月下旬までに加入者全員に簡易書留で郵送します(9月30日まで有効)。

10月以降の保険証は9月末までに発送します。詳しくは、保険証に同封する案内をご覧ください。

### 要介護・要支援等の認定を受けている方 「介護保険負担割合証」

介護給付係/2階 ☎(3228)6531 FAX(3228)8972

介護保険サービスの自己負担割合は、毎年8月に見直します。新しい負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を今月中旬に郵送します。

利用者負担額が基準以上になった場合は「高額介護サービス費」の支給対象になります。対象者には区からお知らせを郵送するので、申請してください。